

子ども未来関係事業について（その 1）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 16 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 子ども未来関係事業のうち健康教育（母子保健）について、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、5 年間の経過措置を設定する。
- 2 子ども未来関係事業のうち乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。
- 3 子ども未来関係事業のうち地域子育て支援センター事業については、当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
- 4 子ども未来関係事業のうちひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、5 年間現行のとおりとする。
- 5 子ども未来関係事業のうち保育料については、熊本市の例に統一する。
- 6 子ども未来関係事業のうちつどいの広場事業については、現行のとおり継続する。

- 7 子ども未来関係事業のうち児童育成クラブ管理運営事業については、事業内容は、現行のとおり継続する。運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

平成21年 3月 2日

原案承認

・

修正承認

・

継続審議

合併協議協議項目一覧(20 子ども未来関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
保健衛生事業の取扱い					
1	健康教育(母子保健)	子ども未来部会	第3回		
2	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回		
各種福祉制度の取扱い					
1	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回		
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回		
3	保育料	子ども未来部会	第3回		
4	つどいの広場事業	子ども未来部会	第3回		
教育関係事業の取扱い					
1	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い					
1	1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会	事務局		
2	健康相談(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
3	歯科保健推進事業(子育て分)	子ども未来部会	事務局		
4	食生活改善事業(食育推進ネットワーク)	子ども未来部会	事務局		
5	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児経過観察健診	子ども未来部会	事務局		
7	妊婦健診	子ども未来部会	事務局		
8	母子健康手帳交付等	子ども未来部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会	事務局		
2	子育てボランティアの育成	子ども未来部会	事務局		
3	雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会	事務局		
4	助産施設への入所	子ども未来部会	事務局		
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	次回以降		
7	病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会	事務局		
8	母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会	事務局		
9	母子生活支援施設への入所	子ども未来部会	事務局		
10	エンゼル基金助成事業	子ども未来部会	事務局		
11	子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会	事務局		
12	次世代育成支援行動計画	子ども未来部会	事務局		
13	児童虐待防止	子ども未来部会	事務局		
14	母親クラブ	子ども未来部会	事務局		
15	文書配布事務委託費	子ども未来部会	事務局		
16	保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会	事務局		
17	保育所関係書類	子ども未来部会	事務局		
18	保育所特別保育事業(1)(2)	子ども未来部会	事務局		
19	保育所の定員管理	子ども未来部会	事務局		
20	障がい児療育相談事業	子ども未来部会	事務局		
21	産後ホームヘルプサービス事業	子ども未来部会	事務局		
22	公立保育所臨時職員雇用関係	子ども未来部会	事務局		
23	公立保育所管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
24	公立保育所地域活動事業	子ども未来部会	事務局		
25	公立保育所延長保育促進事業	子ども未来部会	事務局		
26	公立保育所一時保育事業	子ども未来部会	事務局		
27	公立障がい児デイサービス事業	子ども未来部会	事務局		
28	公立保育所献立事業	子ども未来部会	事務局		

29	公立保育所給食食材料事業	子ども未来部会	事務局		
30	公立保育所調理従事者等検便事業	子ども未来部会	事務局		
31	認可外保育施設助成事業	子ども未来部会	事務局		
32	親と子の集い補助金	子ども未来部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	家庭教育推進事業	子ども未来部会	事務局		
2	勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
3	児童館管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
4	社会教育関係団体(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
5	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
6	青少年育成会議	子ども未来部会	事務局		
7	青少年活動支援事業	子ども未来部会	事務局		
8	青少年健全育成事業	子ども未来部会	事務局		
9	青少年センター管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会	事務局		
11	幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会	事務局		
12	幼稚園機械警備関係	子ども未来部会	事務局		
13	幼稚園安全経費	子ども未来部会	事務局		
14	幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会	事務局		
15	幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会	事務局		
16	幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会	事務局		
17	幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会	事務局		
18	幼稚園健康診断関連	子ども未来部会	事務局		
19	幼稚園交通教室他	子ども未来部会	事務局		
20	幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会	事務局		
21	幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会	事務局		
22	学校・地域連携推進事業(幼稚園)	子ども未来部会	事務局		
23	就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会	事務局		
24	幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会	事務局		
25	子ども文化会館管理運営	子ども未来部会	事務局		
26	青少年問題協議会	子ども未来部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	ファミリーサポートセンター事業	子ども未来部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	1 健康教育（母子保健）
協議内容	事業名、対象者や内容に違いがある。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。 植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1.もうすぐパパママ学級 回 数:保健福祉センター;88 回 対象者:妊婦とその夫等 場 所:各保健福祉センター(5 箇所)	1.親子クッキング教室 回 数:7回 対象者:公立保育園の年長児とその保護者 幼児・学童とその保護者 場 所:各校区公民館または、生涯学習センター 内 容:食生活に関する講話、親子調理実習	
	2.育児教室 回 数:各保健福祉センター;計 30 回 各総合支所;年数回実施 対象者:管内に住む生後 3～4 ヶ月児(第 1 子)と保護者 場 所:各保健福祉センター、各総合支所 (離乳食教室) 回 数:育児学級 2 回シリーズの 1 回分	2.歯科健康教室 回 数:7回 対象者:小学生までの児とその保護者 場 所:健康福祉センター「かがやき館」及び 公立保育園 内 容:むし歯予防に関する講話、ブラッシング指導	
	3.ピカピカ・カミカミ教室 回 数:年 40 回程度実施(所外 10 回) 対象者:管内に住む 1 歳 6 ヶ月～2 歳未満児と保護者 場 所:各保健福祉センター、所外	平成 17 年度決算 101,749円 平成 18 年度決算 121,943円 平成 19 年度決算 141,236円	
	4.育児サークル 回 数:約 90 サークルが月 1～2 回程度 内 容:育児サークルの活動支援 場 所:公民館、老人憩いの家、保育園		
	5.虐待予防教室 回 数:各保健福祉センターにおいて 1 回(6～10 回シリーズ)及び修了生のつどい 1 回 内 容:グループミーティング 場 所:各保健福祉センター		

	6.歯科健康教室 希望のあった保育所、幼稚園、小学校に対して管轄の保健福祉センター歯科衛生士及び歯科医師(嘱託含)が講話とブラッシング指導を市民ボランティアである8020推進員と共に実施。 加えて、巡回歯みがき指導(対象:小学3年生)とフッ素塗布事業(対象:公立幼稚園)については、市歯科医師会・歯科衛生士会が実施。 平成 17 年度決算 2,764,273 円 平成 18 年度決算 3,128,675 円 平成 19 年度決算 3,043,502 円	
相違点と課題	対象者や実施内容に違いがある。 植木町で実施している「親子クッキング教室」については、平成21年度から対象者を公私立保育園・幼稚園 12か所に拡大の予定。	

事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	2 乳幼児健診
協 議 内 容	乳児健診の実施方法が委託と集団なので協議が必要。		
合併協議会 協議結果 (調 整 方 針)	乳幼児健診については熊本市の例に統一する。 ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1.乳児健診 対象者:3 か月児・7 か月児 場 所:委託医療機関(熊本市医師会及び市近隣の 小児科専門医療機関) 回 数:通年(医療機関の診療時間内) 委託料:乳児健診 1件につき5,350 円 平成 17 年度決算 67,234 千円 平成 18 年度決算 68,713 千円 平成 19 年度決算 68,919 千円 平成 20 年度予算 70,128 千円 事務費(市医師会) 1,156,908 円(H20 年度)	1.乳児健診 対象者:3～4か月児、6～7か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:各健診毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円／回(年報酬別途 186,000 円) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円／回 平成 17 年度決算 887千円 平成 18 年度決算 937千円 平成 19 年度決算 906千円
	2.幼児健診 対象者:1 歳 6 か月児・3 歳児 場 所:各保健福祉センター 回 数:1 歳 6 か月児 毎週 1 回実施(東 HC は週 2 回) 3 歳児 月 3 回実施 医師報償費:20,010 円／回 栄養士、歯科衛生士、心理相談員、看護師:8,600 円/回 歯科医師 :20,010 円／回(東 HC のみ) 平成 17 年度決算 18, 190千円 平成 18 年度決算 18, 262千円 平成 19 年度予算 17, 447千円	2.1 歳6か月児健診 対象者:1 歳6～7か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円／回(年報酬別途 186,000 円) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円／回 歯科医師(報酬:18,100 円／回、費用弁償:10,000 円) 歯科衛生士報償費:7,000 円／回 平成 17 年度決算 964千円 平成 18 年度決算 1, 007千円 平成 19 年度決算 971千円
		3.3歳児健診 対象者:3歳2～3か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円／回(年報酬別途 186,000 円) 眼科医師費用弁償:10,000 円／回(“ ”) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円／回 歯科医師(報酬:18,100 円／回、費用弁償:10,000 円) 歯科衛生士報償費:7,000 円／回

		平成 17 年度決算 1, 294千円 平成 18 年度決算 1, 310千円 平成 19 年度決算 1, 359千円
相 違 点 と 課 題	熊本市は、乳児健診を委託医療機関において、通年体制で実施しているのに対し、植木町は各健診を毎月1回、集団検診で実施している。 また、委託料や報酬等の費用に違いがある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 子ども未来部会

協議項目	各種福祉事業	小項目名	1 地域子育て支援センター事業
協議内容	地域子育て支援センターの実施方法及び助成方法が異なっており、どのように取り扱うのか協議する。助成方法は基本同じである。但し、委託料の金額が異なるので金額について協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。		

制 度 比 較								
市 町 別 内 容	熊 本 市			植 木 町				
	子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。 現在、公立 9 か所、私立 4 か所で実施。 公立は、公立保育園に併設の施設で実施し、私立は私立保育園への委託により実施している。 H21 年度までに地域的バランスを考慮しながら、全 15 か所を整備予定。 ※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(公立:6～7 日型、私立:5 日型)として実施。			子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。 現在、支援センターは公立 1 か所、私立 2 か所で実施。 公立は、公立保育園内のスペースを利用して小規模型として実施し、私立保育園は、補助事業として実施している。 今後の整備計画はない。 ※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(私立:6～7 日型) 小規模型(公立 5 日型) として実施。				
	＜決算額等＞ (千円)			＜決算額等＞ (千円)				
		H17 決算	H18 決算	H19 決算		H17 決算	H18 決算	H19 決算
	私立	7,222	5,026	5,152	私立	15, 580	15, 546	15, 706
公立(総合)	5,786	6,280	6,206	公立(総合)				
公立(小規模)	7,832	9,844	13,737	公立(小規模)		831	1, 230	
計	20,840	21,150	25,095	計	15, 580	16, 377	16, 936	
相違点と課題	実施方法:熊本市ではすべてセンター型に移行しているのに対し、植木町では「センター型」「小規模型」「ひろば型」として実施している。 支払方法:私立に対して熊本市は 4,500 千円(国 1/3・市 2/3 補助)を限度としているのに対し、植木町では、国の補助基準(国庫補助)7,996 千円に従い実施している。							

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	2 ひとり親家庭等医療費助成事業
協議内容	平成 20 年 8 月より、「母子家庭等医療費助成」から、父子家庭を含めた「ひとり親家庭等医療費助成」へ移行し、全額助成から、3 分の 2 助成へ変更したが、入院については、全額助成を維持することとした。 植木町が独自に助成する入院分の自己負担であるべき医療費の 3 分の 1 分の助成をどうするか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5 年間現行のとおりにする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。	ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。(20 年 8 月より、「母子家庭等医療費助成」から「ひとり親家庭等医療費助成」に移行)
	1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭等)で(養育する児童が 20 歳の誕生日まで) 児童(18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者)	1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭)で(養育する児童が 20 歳の誕生日まで) 児童(18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者) (但し、平成 20 年 7 月までは母子家庭の母と児童及び父母のない児童が対象、20 年 8 月より、父子家庭の父と児童を含める。)
	2.助成額 1 月に 1 つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の 3 分の 2 を助成	2.助成額 1 月に 1 つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の 3 分の 2 を助成。但し、入院分は全額助成。(20 年 7 月分までは、通院も含め全額助成。)
	3.助成方法 現物給付、償還払い 平成 17 年度決算 224,533 千円 平成 18 年度決算 233,557 千円 平成 19 年度決算 235,899 千円	3.助成方法 すべて、償還払い 平成 17 年度決算 11,099 千円 平成 18 年度決算 10,838 千円 平成 19 年度決算 10,059 千円 平成 20 年度予算 11,516 千円
相違点と課題	植木町においては、これまで、母子家庭等を対象に、医療費の全額助成を行ってきた。20 年 8 月より、父子家庭を対象に含めたひとり親家庭等医療費助成に移行するのに伴い、自己負担の見直しを行ったが、経済的に厳しい時期であることなどから、入院については、これまでどおり全額助成を行うこととした。 ・助成方法・・・現物給付も実施検討 ※熊本市は入院、通院ともに 2/3 の公費負担であり、制度の違いをどう統合していくかが課題。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	3 保育料
協議内容	保育料金額について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○保育園数 公立 19園 私立 116園 (平成 20 年 10 月 6 日合併により 3 園増加) ○広域入所(H20.4.1) 植木町へ委託 21人 植木町より受託 0人 ○保育料 ※保育料基準額比較表 別紙のとおり ○保育料の決算・予算額 平成 17 年度決算 2,912,035 千円 平成 18 年度決算 2,954,934 千円 平成 19 年度決算 3,037,203 千円 (追加) ○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 軽減なし	○保育園数 公立 4園 私立 7園 ○広域入所(H.20.4.1 現在) 熊本市へ委託 0人 熊本市より受託 21人 ○保育料 ※保育料基準額比較表 別紙のとおり ○保育料の決算・予算額 平成 17 年度決算 271, 857 千円 平成 18 年度決算 265, 846 千円 平成 19 年度決算 203, 689 千円 (追加) ○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目 1/10 第3子以降の3歳未満児(第7階層を除く) 基準額の半額 基準額が半額に軽減されている場合 1/4 基準額が 1/10 に軽減されて場合 無料
相 違 点 と 課 題	保育料金額と階層区分について 保育料全般では、熊本市の方が植木町より低く(安く)設定されているが、階層区分(定義)の分け方で、単純に比較すると熊本市が8階層で植木町が23階層ある。また年齢区分についても、熊本市は2区分で植木町は3区分に分かれている。その点(箇所)で、一部に保育料が逆転しているところがある。	

保 育 料 基 準 額 比 較 表

(単位：人、円)

熊 本 市												植 木 町																		
各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分			各月初日の児童の 属する世帯の階層区分						
階層 区分	定 義	3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H20.4.1)	階層 区分	定 義	3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H20.4.1)	階層 区分	定 義	3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H20.4.1)	階層 区分	定 義	3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H20.4.1)	階層 区分	定 義	3歳 未満児 徴収金 基準額	3歳 以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H20.4.1)	
第1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	123	第1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	5	第1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	5	第1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	5	第1 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	5
第2 階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	4,500	3,000	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合)は、そのうち1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人以上に該当する世帯	939	第2 階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,000	5,000	0	46	第2 階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,000	5,000	0	46	第2 階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,000	5,000	0	46	第2 階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,000	5,000	0	46	
第3 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	11,500	8,200	0	1,737	第3 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	15,400	12,400	0	7	第3 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	15,400	12,400	0	7	第3 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	15,400	12,400	0	7	第3 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	15,400	12,400	0	7	
第4-1 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	16,000	12,500	0	862	第4-1 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,200	22,400	0	30	第4-1 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,200	22,400	0	30	第4-1 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,200	22,400	0	30	第4-1 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,200	22,400	0	30	
第4-2 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,500	22,000	0	2,242	第4-2 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	27,200	24,600	0	52	第4-2 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	27,200	24,600	0	52	第4-2 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	27,200	24,600	0	52	第4-2 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	27,200	24,600	0	52	
第5 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	34,500	29,000	0	2,884	第5 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	39,000	34,600	0	75	第5 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	39,000	34,600	0	75	第5 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	39,000	34,600	0	75	第5 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	39,000	34,600	0	75	
第6 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	47,000	30,000	0	2,455	第6 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	44,000	38,000	0	32	第6 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	44,000	38,000	0	32	第6 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	44,000	38,000	0	32	第6 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	44,000	38,000	0	32	
第7 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	51,000	32,000	0	490	第7 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	50,200	43,000	0	4	第7 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	50,200	43,000	0	4	第7 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	50,200	43,000	0	4	第7 階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	50,200	43,000	0	4	
				計	12,913																								計	853

※ 国階層第2から国階層第7までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄より計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。ただし、熊本県多子世帯子育て支援事業の対象児童が保育所に入所している世帯(第7階層に属する世帯を除く。)で、第3子以降の3歳未満児が保育所に1人入所している世帯については徴収金額の2分の1を、また、第3子以降の3歳未満児も含め2人入所している場合は、国基準で2分の1に軽減されている児童の徴収金額の2分の1を、児童が3人以上入所している世帯にあっては、国基準で10分の1に軽減されている児童の徴収金額の全額を軽減する。

第1欄		第2欄	
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合)は、そのうち1人とする。)		保育所徴収金(保育料)額表に定める額	
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合)は、そのうち1人とする。)		保育所徴収金(保育料)額表に定める額	
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童		保育所徴収金(保育料)額表に定める額	

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	4 つどいの広場事業
協議内容	合併後、植木町において、どのような運営方法をとっていくか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	つどいの広場:熊本市夢もやい館内の1施設 目的:子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場の提供や、講習会や教室、子育てに関する情報提供や相談を通じて子育て中の親子の支援を行っている。また、館の中には高齢者の健康維持や介護予防を支援する施設を併設し、様々なイベントを通じ世代間交流や地域交流をはかることを目的としている。 対象:市内に居住する就学前の子とその保護者(保護者同伴) 開館時間:月～土 午前9:00～午後6時 (日・祝日・年末年始休館) 運営:夢もやい館の事業全体を平成19年度より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人照敬会、NPO法人ここへおいでよ共同企業体に運営委託 つどいの広場には保育士2名を常時配置 事業費:平成19年度決算 23,566 千円(夢もやい館委託料全体) ※子育てつどいの広場の事業は、平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当	つどいの広場:町施設のかがやき館内、児童交流室利用(1か所) 目的:乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供し、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する。 対象:町内に居住する乳幼児をもつ子育て中の親子(保護者同伴) 余裕がある場合は、町外も可 開館時間:火～金 10:00～16:00 (昼1時間は閉室) ※つどいの広場実施日以外でかがやき館開館日は児童交流室(親子同伴)として利用 運営:町直営で子育てアドバイザー(保育士)2名を配置 事業費:平成17年度決算 734千円 平成18年度決算 823千円 平成19年度決算 1,687千円 ※平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当
相 違 点 と 課 題	植木町は、直営だが、熊本市は指定管理者で運営している。植木町は、週4日実施だが、熊本市は、週6日実施している。植木町は、開所時間も6時間だが、熊本市は、9時間である。植木町は、親子の交流やつどいの場の提供を主に行っているが、熊本市では、その業務以外は、高齢者との交流も行っている。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 児童育成クラブ管理運営事業
協議内容	事業内容、委託金額等について調整していく必要がある。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	事業内容は、現行のとおり継続する。 運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童育成クラブを設置し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように管理運営を行っている。 《公設公営方式》 【事業内容】 ・開設日 4月1日～翌年3月31日 (日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・開設時間 平日 児童の下校時間～午後6時 土曜日及び長期休業中 午前8時30分～午後6時 ・指導員 399人 ・巡回指導員 3人 ・開設状況 72箇所 ・入会児童数 3,734人 ・利用者負担金(おやつ代等は含まない) 児童1人につき 月額 4,300円(兄弟姉妹等が同時に在籍している場合、2人目以降は、2,150円) ・負担金の免除 ①納入義務者が生活保護を受けている場合 ②納入義務者が経済的理由により就学援助を受けている場合 運営費 平成17年度決算 364,209千円 平成18年度決算 406,523千円 平成19年度決算 443,930千円 平成20年度予算 411,387千円 《児童育成クラブ運営費補助》 ・民間で運営している旧富合町の3クラブに対して、補助金を交付している。 平成20年度予算 9,230千円	小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童クラブを設置。公設と民設があり、運営についてはすべて、法人や保護者会に委託し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように運営を行っている。各クラブの登録児童数・活動状況により、県の補助基準での委託料を支払う。 《公設民営・民設民営方式》 【事業内容】 ・開設日 4月1日～翌年3月31日 (土曜・日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・開設時間 平日 児童の下校時間～午後5時 ※ 開設日・開設時間については、各クラブの必要に応じた運営を行なっている。 ・開設状況 専用施設1 余裕教室 4 公民館1 保育園1 児童館1 計8箇所 ・指導員 36人 ・巡回指導員 なし ・入会児童数 343人 ・利用者負担金 各クラブにより異なる。(母子・兄弟姉妹等の場合の減免は、各クラブ基準で実施) 5,000円から7,000円 ・負担金の免除 なし 運営費 平成17年度決算 11,889千円 平成18年度決算 13,742千円 平成19年度決算 16,058千円 平成20年度予算 27,404千円
相 違 点 と 課 題	・植木町では、法人や保護者会に委託。各クラブで運営内容・利用料・減免等についても異なる。 ・利用者にとって、運営内容、費用負担において、長所・短所あり、運営方法や事業内容などの調整が必要。	